

意見照会様式

名称	東京都景観計画の変更（素案）について
----	--------------------

行政団体名	豊島区
連絡先	電 話：03-4566-2633 F A X：03-3980-5135 Eメール：A002603@city.toshima.lg.jp

意見の内容	
3 ページ 基本理念 もしくは 40 ページ前段	夜間景観の魅力と課題、新技術、災害時への備えについての記述があるものの、世界都市東京の夜景がどのような方向を目指そうとしているのか、基本的なコンセプトを示すべきではないか。
9 ページ 夜間には、著名橋などのライトアップが・・・	著名橋という単語が急に出てきている。都の著名橋事業と混同して捉えられることもあるので、別の言い回しや用語解説等入れてほしい。
12 ページ 主な近代建築	「自由学園明日館、雑司が谷旧宣教師館」を追加してほしい
12 ページ ④多様な個性と魅力を持つ地域の広がり 5 行目	「 <u>巣鴨地藏通り</u> 、 <u>戸越銀座</u> や <u>下北沢</u> など、特色ある・・・」 上記のように「 <u>巣鴨地藏通り</u> 」の記述を強く希望する。
13 ページ 1 行目	雑司ヶ谷、音羽、小石川、上野、本郷や、 <u>都電荒川線沿線</u> など、江戸の街区割りや・・・ 上記のように都電荒川線に関する記述を追加してほしい。
13 ページ 主な特色ある街並み	「豊島区：グリーン大通り周辺」を追加してほしい。 ※豊島区景観計画において景観形成特別地区に指定されており、また国家戦略特区を利用したマルシェ等を開催している。
14 ページ 主な商店街	「 <u>巣鴨</u> 、 <u>東長崎</u> など」と記述を修正してほしい
40 ページ	夜間照明に関する記述を追加することに賛成である。当区ではナイトタイムエコノミーの検討も視野に入れ、多くの地域の関係者を交えた具体的な審議を行っている。 夜間の景観形成に関する方針を示すことは、都市の魅力を高め、また安全・安心な街の実現に必要不可欠と考える。

40 ページ 前段	朝焼け、夕焼け、星、月、蛍などの自然の光をどう演出するかといった点についても配慮すべきである。 自然の光についても前段で触れるべきと考える。 また夜景の重要な要素である、光を放つモビール（乗り物）のあり方についても触れるべきと考える。
40 ページ 方針 1 および 2	光でどのように表現するか、といった記述はあるが、それを見る視点場の形成について記述が無い。 視点場の形成についても言及すべきである。
40 ページ 1 ダイナミックな都市構造を光で表現 1 行目	「都市活動の象徴でもある高層ビルが集積した拠点」という表現は不適切である。都市活動は多様であり、高層ビルが象徴というものでもない。例えば、P8 の文言を流用して「居住・商業・文化・交流など、多様な機能が集積した拠点」のように表現を改めてほしい
41 ページ 8～9 行目	（点）に関する記述について、ここでは「歴史建造物や景観資源など」と限られたもの指しているが、P.145 の「夜間照明」では、広場などのパブリックスペースの光を（点）としており、定義に矛盾がある。 光の（点）が線、面へと広がるといふ表現を用いるならば、（点）はもっと広義にするべきと考える。
43 ページ 1～2 行目	「特に道路沿道等ではドライバーの眩惑などへ配慮した照明計画とする」など安全性に関する記述を追加すべきである。
47 ページ以降 第 2 章全般	第 1 章で夜間景観に関する方針が示されたにも関わらず、第 2 章の景観形成基準については殆ど変更が無い。第 1 章の方針に実効性を持たせるため、それぞれの景観特性に応じた夜間景観に関する景観形成基準を追加すべきである。 例えば河川系の景観軸については「著名橋のライトアップとの調整等」を景観の目標や景観基準に入れてほしい。
146 ページ 屋外広告物等 3 点目 「ただし、壁面に設置する広告物について・・・」	誰が、どのような基準でにぎわい形成や良好な景観形成に寄与すると認めるのか、記述が必要と考える。 色彩基準については「都の景観審の意見を聞いた上でマンセル表によらないで」といった記述がされている。 例として「景観行政団体である市区町村の同意を得た場合は、この限りでない」等はどうか。